

## 令和6年度税制改正「イノベーションボックス税制」とは？

令和6年度税制改正大綱が令和5年12月14日に与党から公表され、同月22日に閣議決定されました。法人課税の改正のひとつとして、生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進を目的とする「イノベーションボックス税制」が創設されました。

### 制度の概要

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI関連のプログラム著作権から生じる国内外からのライセンス所得又は国内への譲渡所得に対して30%の所得控除を認めるというものです。

### 各国の導入状況

国際的にも、こうした研究開発投資の「インプット」に着目した税制は幅広く導入されてきています。一方で、研究開発を知財化し、その知財の社会実装により得られた収益、すなわち「アウトプット」に着目した税制として、イノベーションボックス税制（「パテントボックス税制」等、国により呼称は異なる）が、2000年代より欧州を中心に導入されてきています。近年、イノベーションボックス税制の考え方は中国・韓国・インド・シンガポール等、アジア太平洋諸国にも広がりを見せつつあります。以下の各国の導入状況を参照してください。

### 実務上のポイント

今回の「イノベーションボックス税制」については、以下の実務上のポイントが挙げられます。

- (1) 知的財産の対象範囲 イノベーションの促進につながるものかという観点から、合理的な範囲の設定が必要なのではないか。
- (2) 所得の対象範囲 国際的に「有害税制」とみなされないような「修正ネクサスアプローチ」からの観点、現実的に執行可能な制度設計を踏まえながら対象所得の範囲を考慮すべき。
- (3) 研究開発税制との整合性 対象が重複する既存の研究開発税制との整合性の観点から、試験研究費が減少した場合の控除率の引き下げを実施することで投資を増加させるメリハリ付けを行っています。

今後、制度執行状況や効果を検証し、官民の事務負担、立証責任の所在、税務当局の執行可能性等の観点から、その対象範囲については見直すこととされています。その動きについても注目すべき改正の一つと思われます。

出典：我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 中間とりまとめ（経済産業省）

（国際特別委員会委員長 白田 祐一）

導入国 <sup>1</sup> ( )内はイノベーションボックス税制が導入された時点	研究開発税制 控除率	イノベーションボックス税制				法人税率	
		対象資産			税率		
		特許	ソフトウェア	その他			
フランス (2001)	5%	○	○	—	10%	25.0%	
ベルギー (2007)	加速償却	○	○	—	3.75%	25.0%	
オランダ (2007)	16%	○	○	○	9%	25.8%	
中国 (2008)	175%損金算入	○	—	—	15%	25.0%	
スイス (2011)	150%損金算入	○	○	—	最大90%減税	14.87%	
イギリス (2013)	13%	○	—	—	10%	25.0%	
韓国 <sup>2</sup> (2014)	2% or 増額分25%	○	—	○	7.5 or 18.75%	25.0%	
イタリア (2015)	25%	○	○	—	13.91%	24.0%	
アイルランド (2016)	25%	○	○	○	6.25%	12.5%	
インド (2017)	100%加重控除	○	—	—	10%	25.17%	
イスラエル (2017)	100%損金算入	○	—	—	6 or 12%	23%	
シンガポール (2018)	200%損金算入	○	○	—	5 or 10%	17%	
香港 (2024目標)	200%損金算入	検討中					16.5%
オーストラリア (検討中)	18.5%	○	—	—	17%	30%	

出典：Tax Foundation (2021) Patent Box Regimes in Europe、OECD「Intellectual Property Regimes」、各国ホームページ等に基づき経済産業省作成